

農業委員会からのお知らせ

本年度も、町内全域の農地について農地パトロール（農地の利用状況調査）を実施します。

上島町農業委員会では、9月から10月末にかけて町内の農地について農地パトロールを行います。各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますが、ご理解とご協力をお願いします。

●農地パトロールとは？

「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければならぬ」（農地法第30条第1項）となっています。

農地パトロールは①農地利用状況の確認②遊休農地の実態把握と発生防止・解消③違反転用の発生防止・早期発見を目的として行います。

●遊休農地とは？

遊休農地とは、一年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地や周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のことです。調査実施後、遊休農地であると確認された農地の所有者に対し、「農地利用意向調査」を送付しますので、ご回答をお願いします。なお、農地法施行規則の改正により、以前意向調査した方も、遊休農地が解消していない場合は毎年調査の対象になります。

●農地を所有・耕作している方へ

農地の所有者や耕作者は「農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」（農地法第2条の2）と明記されています。農地が荒れてしまうと、鳥獣害、ごみの不法投棄の原因になるなど、近隣の農地や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしかねません。除草、病害虫防除など、農地の適正な管理をお願いします。

【上島町遊休農地再利用対策事業費補助金】

遊休農地を再整備し、新たに耕作する農業者に対して、重機等を使用する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

- 補助対象経費・・・3a以上の一団の農地で、重機等を使用し遊休農地を再整備する経費
- 補助率、補助金上限・・・【経費の2分の1以内、10aあたり上限6万円】

ご存じですか？農地を転用する場合には農地法の手続きが必要です

●農地転用とは？

農地（畑・田）を農地以外（例：住宅、資材置場、駐車場、農業用施設の建設等）にすることを「農地転用」といいます。農地を転用するときは、農地法の転用許可（県知事の許可）が必要です。ただし、自己所有農地に2a未満の農業用施設に供する場合は許可を要しないこととなっています。

●やめよう！農地の違反転用

許可を受けないで転用をしたり、許可を受けたとおりの転用をしなかった場合には罰則があります。

知らないうちに無断で転用している農地はありますか？農地を転用する場合は必要な手続きを取つてから行いましょう。

※農地を転用・相続・売買・贈与・貸借したい方は、まずは農業委員会にご相談ください。

●問い合わせ

上島町農業委員会 事務局
(岩城総合支所 農林水産課内)

☎75-2500 Fax 75-2852



ひとすじの汗か涙か追悼会	田中	島
ひとと雨に一息つきり夏の夕	山元	幸本
悲なきという幸せや夏の夕	深水	健司
白々と暮れゆく島影夏の夕	幸本	華丘
美濃部妃苗	征子	郁夫
汗の汚点残して吊るす舞衣	田名後篠雨	森本
椅子子押すヘルパーの玉の汗	古林	仲子
汗光る児童ら喜々として学級園	幹枝	

●ご利用案内 開館時間 8:30~17:15

種類	貸出限度	貸出期間
図書	1人5冊まで(うち新着本2冊)	3週間
DVD	1人3本まで(うち新着DVD1本)	1週間 新着DVD3日間

せとうち交流館だより

《メディア室》 てまり(てまりグループ)

令和7年9月新着図書 ※入荷次第貸出となりますので、ご了承ください。

☆一般書☆	タイトル	著者	タイトル	著者
橋の家	中西 智佐乃	おれは一万石 火中の富札	千野 隆司	
国宝（下）花道篇	吉田 修一	烈風を斬れ	砂原 浩太郎	
こうふくろう	薬丸 岳	夜がどれほど暗くても	中山 七里	
おいしい人間	高峰 秀子	蛍たちの祈り	町田 そのこ	
迷うな女性外科医 泣くな研修医7	中山 祐次郎	ひとり分 やる気1% 超ビギナーごはん	ハマごはん	
インタビュー・イン・セル 殺人鬼フジコの真実	真梨 幸子	給水塔から見た虹は	窪 美澄	
一撃のお姫さま	島本 理生	仕掛島	東川 篤哉	
情熱	桜木 紫乃	#東京アパート	吉田 篤弘	
食べて、歩いて、また食べて 大人のひとり旅の始め方	孤独のまちこ	サイレントシンガー	小川 洋子	
☆児童書☆	タイトル	著者	タイトル	著者
つかめ！理科ダマン2 みんなが恐竜に夢中！編	シン・テフン／作	ぎょうざがいなくなり さがしています	玉田 美知子／作	
ひげとうもろこしくんは おじさんじゃない	めんたまんた／作	おひげピンピン	しもかわら ゆみ／作	

■ 愛媛県立図書館の図書を借りることができます。受付までお問合せください。
■ 図書のリクエストを受け付けています。

●問い合わせ せとうち交流館

上島町弓削下弓削 1037-2
☎ 77-2252 Fax 77-2292